

6 番 通告3番 6番議員、瀬戸和雄です。

通告に従いまして、任期満了に伴う町長の考えはと題しまして、質問をいたします。

本年12月をもって4期16年の間宮町政が満了となります。この間、懸案となっていた2カ所のボーリング場跡地問題が解消され、活況を呈するショッピングモールとなりました。町民が憂慮していた第一生命本社社屋と用地もブルックスホールディングスに譲渡され、この3月には大井・開成・和田河原線に架かる「足柄紫水大橋」が3月の16日に開通となります。

また、発電が開始されます「きらめきの丘おおい」、同じく着工となります「足柄ソーラーウェイ」の2カ所のメガソーラーは、町の誇りとも言えるものであります。

これらは、間宮施政の成果であると評価するところでありますが、一方で、相和地区住民の身近な問題であります人口減少や日常の足である路線バス減便などを含んだ「相和地区活性化対策」や、いまだ端緒の域にある「土地区画整理事業」、紫水大橋から国道255号線までの道路延伸など精力的に取り組まなければならない問題が山積しております。

そこで、以下の所見をお伺いします。

1つ、現在まで4期16年にわたって町政運営をしてきましたが、どのように自己評価をしているか、伺います。2つ目に、町政5期目を目指す考えはあるか。

以上2点を第1回目の質問といたします。よろしく御答弁お願いいたします。

議
町

長 町長。

長 通告3番、瀬戸和雄議員の任期満了に伴う町長の考え方という御質問でございますが、私が町長に就任をしましたのが、平成10年の12月22日にしたわけございまして、以来15年3カ月になるわけでございます。その間、全知全霊を傾け、一生懸命公正無私にやってきたわけでございます。また、残された期間、また同じような気持ちでやっていかなければならないのはこの職務でございます。

この間、多くの町民の皆様はじめ、また議会議員の皆様方の温かい御理解、御支援、また御協力、御提言などによりまして、町政の推進ができたこととこの場をかりましてお礼を申し上げるところでございます。

就任当初は、バブル経済破綻後の不透明な経済状況のもとで、町の健康を鑑み、財政能力に応じた施策の事業の推進に努めてまいったわけでございます。

またその後、21世紀を迎え、経済構造の変革、少子・高齢化の急速な進行、地球規模での環境問題、情報・通信技術の進展など、あらゆる分野において転換期となったわけでございます。

このような状況のもと、平成13年度から大井町第4次総合計画「夢おい21プラン」を策定し、事業を推進してまいりました。

具体の取り組みにつきましては、分野別に説明させていただきますと、都市基盤分野では県への要請等により「県道秦野大井バイパス」や、狭あい道路の拡幅や交通安全対策としての歩道の整備等も実施できたわけでございます。

また、町民の安全の分野では、平成17年度には「にこにこパトロール隊」を発足し、各地域において自主的な防犯活動をやっただいておりますし、また、平成18年度には消防団組織の再編を行いまして、消防団第2分団の復活、また消防団待機宿舎の整備、平成19年度からは、あんしんメール・テレホンサービスによる防犯・防災情報の提供等を行わせていただけるような事業をしたわけでございます。

福祉分野におきましては、子育て育児に関する相談業務等を実施するため、平成15年度から「子育て支援センター・ファミリーサポートセンター」を開始したり、保護者の就労等により放課後留守家庭となる児童の健全育成のために、平成21年度から上大井地内に「かみおい児童コミュニティクラブ」を開設させていただいたり、また介護予防事業の実施や、平成18年度からは福祉巡回バス「ふれあい悠悠号」の運行も開始させていただきました。

学校教育分野におきましては、児童生徒の安全を確保するため小中学校の校舎の耐震補強工事や洋式トイレ・窓ガラス飛散防止対策や、平成14年度からは幼稚園における3年保育の実施及び、平成16年度には大井幼稚園の移転開設、平成19年度には新たな学校給食センターの整備と、平成20年度から稼働を開始したということでございます。

また、観光分野においては、地域資源を活用した観光の拠点づくりのため、「おおいゆめの里」における花木園・散策路整備や山林間伐の実施、「酒匂川散策路・せせらぎづくり」の水辺の広場や大河原のトイレ・駐車場の整備、ハイキングコースの道標整備や富士見塚のトイレの整備を行わせていただきました。

町政への町民の参加の分野では、平成21年度に町の最高規範となる「大井町自治基本条例」の策定、町民の意見を町政へ反映させるため、パブリックコメント手続基準の作成、公文書等の公開について定めた「大井町情報公開条例」の制定などに取り組んでまいったものでございます。

また、平成23年度からは現在の第5次総合計画を策定し、実施しておりますが、現在までの成果といたしましては、都市計画道路「金子・開成・和田河原線」の「足柄紫水大橋」の開通とともに、東西連絡道路となる国道255号線までの大井町区間が「かながわのみちづくり計画」に位置づけられ、調査開始に繋げることができました。

また、本町の豊かな自然の中で農業体験、自然体験活動等を通じ、都市と農村の交流の活性化による地域振興を図るため、農業体験施設「四季の里」の開所等も行わせていただいたわけでございます。

また、行財政改革として大きなものとしたしましては、情報システムの共同化等であります。法改正等によりシステム改修委託費が増加をいたし、経費の妥当性を客観的に評価できる外部S E等に審査を委託するなど、町も努力を続けてまいりましたが、しかしながら効果が出ず、さまざまな場面で話題となっており、議会の皆さんからも指摘を受けてたものがございますが、情報システムの経費につきましては、競争原理が働かず、従来業者との随意契約になりがちであったわけでございます。これら経費を抑制することが難しい状況にあったわけでございますが、システムの共同化により、これが果たせたということでございます。

小規模自治体で対応するには、人的・財政的にも負担が多いシステム関連でございますが、神奈川県内14町村によってシステム共同化組合を設立し、対応するとしたことは、大変効果があったことでありますし、特に、セキュリティの強化や災害時のバックアップ体制の確立ができるようになったということでございます。特に、これはクラウドシステム化ができたということで、災害時のバックアップ体制が確立できたということでございます。

次に、2市5町の消防の広域化でございますが、住民の生命・財産を守めることは行政の当然責務であるわけございまして、消防力の拡大・強化は長年の懸案であったわけでございます。

足柄上地区では、平成12年に南足柄市消防本部と足柄上消防組合を統合して足柄消防組合を設立したという経緯があったわけでございますが、この地域は丹沢の山々や東名高速道路も抱え、守備範囲も大変広いという状況、昨今の大規模災害に対応することに加え、新たな課題として、将来的な人口減少と財政の厳しさ等が大きく立ちはだかっておるわけございまして、特に救急業務の需要のニーズの拡大、また救急に対する高度化等、消防行政を取り巻く環境は日々変化をしているわけございまして、そのような状況の中で、消防力を低下させることなく維持していく最善の方法であるということで、広域化を進めたわけでございます。

またそのほかでは、下山田地区に企業が所有しておりました用地も町の発展のためにと譲渡を受け、他の市町村に先駆けて大規模太陽光発電所「きらめきの丘おおい」の誘致にも取り組んでまいったということでございます。

以上、雑駁ではございますが、4期16年を振り返りますと、財政的に潤沢ではなかったという状況がありますし、また還付加算金をつけて税を返納するということが何度かあったわけではございますが、町民の皆様のために私自身が「公正無私」の信条のもとに、職員ともども全力で施策を展開してまいったわけではございます。

そのような中で、一つ皆さん方にお詫びを申し上げなければならないものは、私が町長に就任する以前から、集落地域整備法によるところの「いこいの里・相和整備構想」が着手されておりました。これについては、諸課題あったわけではございますが、これに関しまして事業を完璧に展開することができなかったということは、私の努力の至らなさ、また大変そういう点では多くの相和地区の皆さん方の期待に応えることができなかった。

これは、私の町政をやった上で、大変残念なことであり、これは私が何年町長をやろうとも、この問題については、皆さん方に反省をし、お詫びを申し上げなければならない1点の一つだというように自覚をしているところでございます。

そういう点から申し上げましても、完璧な成果をもたらしたとは決して思っておりませんが、それなりの成果を果たしたのではなかろうかと。これもひとえに町民の皆様はじめ、職員の皆様のおかげだなと考えておるところでございます。

評価は、後からまたいただけるものもあるかと思いますが、今やるべきことを、私は鋭意努力して取り組んでいくというのが、私に課せられたことであろうということでございます。

次に、大きな2点目の問題でございますが、現在取り組んでおります「第5次総合計画」で掲げた事業も進行中であり、現時点におきましては、町民の皆様のために、また今後の大井町のために、自分の持てる力を十分に発揮し、これらの課題に対し誠実に取り組んでまいりたいというのが、私の考えでございます。

以上、答弁とさせていただきます

6 番 御答弁をいただきました。ありがとうございます。

4期16年の自己評価について今の町長のお答えは、完璧ではなかったけれどもそれなりの成果は出たということでございますが、結果を踏ま

町

長 いろんな捉え方があろうかと思いますが、私自身今までやってきたことをよく振り返る必要があるのではなかろうかと思ひますし、どんどん我が国の状況といいますか世界の状況が大きく変化していく中で、対応を図っていくということがこれからの課題であります。

特に、地方自治におきましては、道州制の問題、またそれぞれ抱えた問題だとか、国の財政的な問題、これからの新しい社会福祉をどうささげて今の水準を維持していくことができるか、ということじゃなかろうかと思ひます。

今後は、私は特に、それぞれの町の課題はありますし、総合計画、実施計画でやっていく課題もあるわけでございますが、特に相和地区の活性化、これは大きな課題の一つじゃなかろうかと思うところでございますし、先ほどお詫び申し上げましたように、集落地域整備法におきまして、大井町では、いわゆる農振農用地の指定が複雑に入っておりまして、高度な土地利用をしていくという上においては、難しいということでございます。そんなことも、また山田地区の圃場整備にもつながることができなかったということでございます。

こんなことは、これから地域の皆さん方に御理解をいたしまして、いわゆる青地と白地の整理をきちっとしたということも一つ必要ではなかろうかと。

それと同時に、相和の問題としては、集落間道路あわせて特に山田地内を通る町道が問題があろうかと思ひます。先ほども申し上げましたように、篠窪バイパスから来るところを、どうやって上大井にとか、この西部地域を抜かしていくかと、これをやる必要があるのではなかろうかと。いろいろ企業の皆さん方ともお話をしても、道路の問題が必ず上がってくることでございまして、まずは道路の整備をしていくということが相和地域の活性化につながる一つじゃなかろうかと。

また、それにするソフトの問題だとか、農業だとか、観光農業とか観光の問題とかってということもあろうかと思ひますけど、そういうことが一つであります。

また、町内におきまして、この北側の区画整理の問題の解決、それから255号線にいかん早期に整備を進めるかということ。それから、大きな問題は、最終的には人口減少、道州制の問題、足柄上地区がどうやって広域行政を取り組んでいけるのかということでもあります。

これらが、将来について課せられた私の課題の大きな問題じゃなかろ

うかと、私自身は認識をしているところでございます。

- 6 番 ただいまの答弁の中にも入っていましたが、ことしの2月6日付で提出をされました相和地域の活性化に関する意見書についてお伺いをいたします。

意見書の中では、今後の取り組みに関する意見として、都市計画法の規制対策を考えております。相和地域は大半が、町長もおっしゃいましたとおり市街化調整区域に指定されております。土地利用規制が厳しいことから、地域住民は指定変更を望んでおります。しかし、国、または県は農地を他の用途に転用する許可権を有しておりまして、分権移譲の項目においても、岩盤のように拒んでいる分野の一つとなっております。

町は、このような状況下において、今後どのように取り組まれて対応策を見出していくのか、その辺をお伺いします。

都市整備課長 都市計画法のお話が出ましたので、先に私からお答えをしたいと思っております。

御承知のとおり、昭和38年全町が都市計画区域に指定されております。都市計画区域に指定されますと、区域区分ということで市街化調整区域、それから市街化区域と二つに、線引きと言われる制度ですけれども、区分されるわけですね。それぞれがそれぞれに沿った土地利用を行うように、都市計画法の中でも定められているわけでございます。

市街化区域に逆に編入をしていくとなると、こちらは人口の増加とか、産業活動の増大とか、市街地の受け皿としてのどうしても整備になってしまいますので、そうした背景がないと、ほかの法規制もあるんですけれども、難しいという状況があります。これは御存じのとおりです。

ただ、都市計画区域の中でも、線引きの区域というのが定められておるようでございます。この辺は、規制や開発の規制なども若干緩やかになっているということですので、意見書の中にもありましたけれども、こういったことを多角的に調査、言及していきたいということでしておりますので、そういう取り組みをしていきたいと思っております。

以上でございます。

地域振興課長 地域振興課では、農地法、それから相和地域活性化委員会を所管しているという立場で回答させていただきたいと思っております。

相和地域活性化委員会では、御質問のように土地計画法とか、農地法の規制があるということで、この課題に関しましては、相和地域活性化委員会の、皆様も難しい問題であるということで認識を持ちながらも、相和地域の活性化には大きな課題であるという気持ちがございますことから、御意見が多く出されたという状況でございます。

農地法に関しましては、御存じのとおり転用の許可権は国、県とかという事で所管しておるものですから、また関係法令も農業の優良農地の減少を食いとめるといった立場から、さらに規制が強化されるというふうな傾向にあるのが現状でございます。

また、都市計画法につきましては、先ほどの都市整備課長の説明のとおりでございますけれども、しかし、意見書を重く受けとめまして、今後におきましては、この規制に関しましては、国、県等関係の機関には、当然要望すると。それから、他市町村との連携した取り組み等効果的な対応につきまして、検討していかなければならないという認識を持っております。

以上です。

6 番 わかりました。

それでは、次にブルックスホールディングス社有地についてお伺いいたします。

昨年の施政方針では、町長は町と株式会社ブルックスホールディングスとの間では、展開する事業や社有地の土地利用方法等について、「引き続き協議を行い調整をしてまいりたいと考えています」と述べられております。地域においては、その土地利用について現在さまざまな話がまことしやかに交わされております。

現状では、町はブルックスの土地利用方針などをどの程度把握されているのか、お伺いをいたします。

町 長 ブルックスさんの考え方は、ビルをどうやって使うか。ビルの中にどんな企業だとか、あそこを利用するような事業者をという考えでありまして、その事業者の意向によってあの周辺の体育館だとか、またグラウンドだとか、あいてる用地を利用されるという、いわゆるビルを使うことを主にして、そしてそれにあわせて土地の用途をお考えになってられるようでございます。

いろいろ話は出てきますし、またいろんな誘致活動を東京等へ出向いてやっていらっしゃいますし、またそういうような状況も時折情報はあるわけでございますが、まだ決まってないという状況でありまして、そういう点からグラウンドだとかというものの使用も保留にしてあるというように、町としては伺っておりますし、大きな転換が図られれば、当然町にも報告がございますし、その事業者によって、また土地利用の形態等も変わってくるようであれば、当然町が入って、県との協議にもなっております。

今のところ、大きな動きといたしますか、進展がないということは伺って

おります。

以上でございます。

- 6 番 現在のところ、進展はないということでございますが、ブルックスホールディングス社が今まで、現在まで町に対して、相互台の跡地の利用等について、提案とか、そういうものがあつたかどうかをお伺いしたいと思います。

企画財政課長 確かに、幾つかありますけれども、いずれも具体的に至っておりますので、その内容については申し上げかねますので、御容赦くださいということでございます。

- 6 番 それでは、2項目目の町政6期目をめざす考えはあるかということに対して、再質問を行います。

単刀直入にお伺いをしましたが、その質問に対してははっきりとしたお答えはございませんでした。

ここで、片野議員も質問されたわけですが、町長の続投というか、この先の政策に対しての続投の意欲を感じたというところでございます。

しかし、私はここで多選について触れさせていただきたいと思います。

自治体の市町というには、多くの権限が集中することから弊害を防止するため、香川県では在任の期数に関する条例を平成19年10月に制定しております。また、この多選禁止や自粛条例等制定する自治体も、全国的には述べられております。また、今期の定例会においては、近隣の町においても同様の条例案が上程をされるということをお伺いしております。

私は、従前のリーダーは住民の福祉向上に対する思いと卓越した経営感覚、そして時代の趨勢への多様力を失わない限り、長期にわたり行政運営のかじ取りを担うということには問題ではないと考えております。

まして、条例による縛りというのは、町長もそうですけども、我々議員も1期4年という中身で選挙というものがございます。選挙によって見きわめるということも十分できるということを、私は認識しておりますので、多選については問題とは考えておりませんが、町長の多選についての見解をお伺いいたします。

町 長 多選につきましては、いろいろな御意見が当然あるわけでございます。瀬戸議員御指摘のような点もあろうかと思えます。私も重々それは認識しております。

そして、多選に関する条例をお持ちの自治体も幾つかありますし、名称はそれぞれ異なります。近隣の町でもそういう条例をおつくりになるということでございます。

しかしながら、それが3期であれば3期目になったときから、もう既に

ゴールは決まっているわけでございます。そうしますと、周りからの見方ももうゴールが決まっておりますし、当然職員ももうゴールがわかってるわけでありまして、当然その当事者自身もゴールへ、じゃ。そんなことはないと思いますが、ゴールを流していけばいいのかと、これは我々の仕事はあつてはならないわけございまして、全知全能を傾けて、最後までやり抜くという気持ちが、これは必要で私はあろうと思います。

そういう点においては、私はこの任期条例といいますか、多選に際する条例は必要なものじゃなかろうかと思ひます。

確かに、私もこの次やりますと5選になるわけございまして、そういう点では批判もあろうかと思ひます。しかしながら、町民の住民福祉だとか考へて、無責任に多選だからということできなくして、立派な町政を任せられる方があれば、そういう方に任せていくということが我々の立場じゃなかろうかと思ひます。

私の好きな詩人の一人にサミエル・ウルマンといひます。「青春」という詩でございまして、「年を重ねただけで人は老いない。理想を失ったときに人は老いる」ということございまして。私は、そんな思ひの中で、きょうもこの任期は何しろ全知全能を傾けてやっていくということは、皆様方とお約束をさせていただきます。

また、多くの皆さん方から心配もいただいております。よく考へた中で、今後の去就については、また議会で話をさせていただければと、御理解いただきたいと思ひます。

- 6 番 今の答弁で、町長は立派な方がいらればという、次の町政を任してもということございまして、それでは、町長が在任中で後任となるような立派な後任者を育てるというお考へはあるのかどうか、伺ひます。
- 町 長 人を育てるというのは難しい問題もありまして、これまでの間、私がやってきたものの後任を探すことができなかったということが、4期目やった一つじゃなかろうかと、私自身思ふところございまして。

人を育てることができなかったということは、また私の反省材料の一つじゃなかろうかと思ひます。選挙というのは、その人の志があつて始まることございまして、そういう点においては、後に続く人を一方的に探すというのは、難しいわけございまして、何はともあれ、人を育てるということは一つの行政課題の一つにもなっております。

今後そういう点については、鋭意努めていく必要があろうという認識をしているところございまして。

- 6 番 御答弁ありがとうございます。

今までの答弁をお聞きしまして、町政運営に対する信念は、16年前の平成10年に就任されたときのままで、志がぶれるということなく達成されているなということが確認ができたところであります。

今までの町長のお話を聞いておりますと、さらなる時期も続投するのかという感じは受けました。残念でございますけども、明確な回答が得ることができませんでしたけども、将来に対して町政に専念をしていただいて、私の、時間は早いですが、質問を終わりにさせていただきます。